

請 願 審 査 資 料

6年請願第4号

旧柏原公民館への児童館の設置について

令和7年8月18日

こども未来局

1. 請願事項

6 年請願第 4 号 旧柏原公民館への児童館の設置について

(請願者： ██████████ 外 4,423 人)

福岡市南区柏原五丁目に所在する旧柏原公民館に専門職員のいる児童館を設置すること。

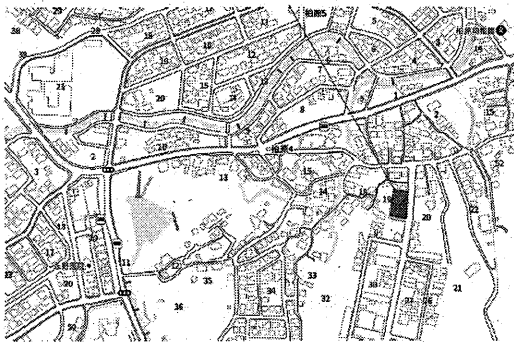
2. 旧柏原公民館の概要

柏原公民館は、150 坪化の改築に伴い令和 3 年度に移転しており、旧館は現在、他の公民館等の改修に伴う備品の保管場所として使用している。

【旧柏原公民館の概要】

所在地	南区柏原五丁目 20-10	
構造	R C 造 2 階建	
敷地面積	公簿面積 660 m ²	
延床面積	364.22 m ²	
用途地域	第 1 種低層住居専用地域	
土地所有者	福岡市	

【現柏原公民館の概要】

所在地	南区柏原四丁目 19-6	
構造	R C 造 2 階建	
敷地面積	公簿面積 1,100 m ²	
延床面積	627.17 m ²	
用途地域	第 2 種住居地域	
土地所有者	福岡市	

3. 旧柏原公民館の今後の活用方針

当面の間、公民館等の計画的な改修に伴う備品の保管場所として使用する予定である。

その後、公民館施設整備等に係る財源の確保を図るため、行政利用の希望が無い場合は、売却する方向で検討を進めることとしている。

4. 請願に対する福岡市の考え方

児童館は、児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であり、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設である。福岡市においては、児童館の機能を有する「中央児童会館」を、中央区今泉に設置している。

中央児童会館では、常設の「遊び・体験・交流の場」を提供するとともに、クラブ活動や親子遊び等の月例行事、季節のイベントなど、様々な催しを実施している。また、地域で行われている子育て支援活動のサポートや出前児童館を実施するなど、館内活動にとどまらず、館外において地域や関係機関と連携した活動も行っている。

さらに、本市では、中央児童会館に加え、市内各所の子どもプラザ、公民館における子育て交流サロンや子どもの健全育成関連事業、小学校の校庭などを活用するわいわい広場や昼間校庭開放事業、保育園の園庭開放など、様々な空間や場所を活用するとともに、地域における子ども育成活動への支援など地域や団体とも連携しながら、子どもたちの発達段階に応じた事業等を身近な地域において展開している。

今後とも、これらの施設や事業を十分に活用しながら、子どもたちの遊びや活動の場を確保するとともに、令和7年度からは学校施設を活用した体験プログラムモデル事業を開始するなど、地域全体で子どもを見守り育む各種施策に取り組み、子どもたちの健やかな成長を支援していく。

<参考1> 福岡市立中央児童会館の概要

- 1 根拠法令 児童福祉法、福岡市立児童館条例
- 2 目的 児童の心身ともに健やかな育成を図る。
- 3 所在地 福岡市中央区今泉一丁目19番22号
- 4 設置日 昭和45年1月20日
- 5 対象者 おおむね18歳未満の児童及びその保護者等
- 6 利用時間 午前9時から午後9時まで
(子どもプラザ、一時預かり室の利用は午後6時まで)
- 7 休館日 毎週月曜日(国民の祝日の場合はその翌日)
毎月月末(日曜日又は国民の祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月28日から1月3日まで)
- 8 管理運営 平成18年度から指定管理者制度を導入
平成26～27年度 現地建替えのため一時休館
平成28年度 新施設供用開始
- 9 施設の概要 構造 鉄骨造 地上8階(7階及び屋上)のうち、5～7階
及び屋上の一部
5階 子どもプラザ、一時預かり室、児童体育室、事務室
6階 交流スペース、事務室等
7階 集会室、多目的ルーム、音楽室、工芸室、学習室
屋上 屋上広場
面積 専有延床面積 約1,980㎡(屋上含む。)
- 10 事業内容
 - (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊戯施設等を提供すること。
 - (2) 健全な遊びを通し、児童の集団的、個別的指導を行うこと。
 - (3) 児童の保護者に育児のための便宜を提供すること。
 - (4) 児童の健全育成に関わる個人及び各種団体に児童館の施設を利用させ、その活動を推進すること。
 - (5) その他児童館の設置の目的達成に必要なこと。

11 利用状況

(単位：人)

年度	乳幼児	小学生	中学生	高校生	引率	保護者	その他	諸室の専用 利用	合計
R5	41,683	18,232	6,050	12,035	219	42,648	368	12,076	133,311
R6	40,732	20,385	7,289	12,963	278	43,160	313	12,799	137,919

＜参考２＞ 地域における子どもの遊びや活動の場に関する主な取り組み（R7.4.1時点）

○中央児童会館の館外活動

出前児童館などの館外活動として、公民館や各区の体育館等に出向き、乳幼児親子や小中学生など、子どもたちの発達段階に応じた遊びのプログラムを提供。

※利用者数（実施回数）：令和５年度 4,624 人（118 回）、６年度 5,716 人（127 回）

○子どもプラザ（14 箇所）

乳幼児親子がいつでも自由に利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる常設の遊び場として、また、地域の子育て活動を支援する拠点として、民間ビル、商業施設など、様々な施設を活用して開設。

※利用者数：令和５年度 333,157 人、６年度 346,319 人

○子育て交流サロン（153 箇所）

地域の見守りのもと、公民館等を活用して乳幼児親子が気軽に集える「子育て交流サロン」の開設や運営を支援。

※利用者数：令和５年度 46,432 人、６年度 47,834 人

○保育園の園庭開放（167 箇所）

地域の子育て世帯における親子の遊び場及び保育園児との交流の場を提供するために、保育園の園庭を開放。

○わいわい広場（146 箇所）

小学校施設を活用し、放課後などに、自由に安心して遊びや活動ができる場や機会を提供。

※利用者数：令和５年度 374,762 人、６年度 391,237 人

○昼間校庭開放（139 箇所）

土・日曜日等の学校休業日の昼間に、小学校の校庭を子どもの安全な遊び場として開放。

※利用者数：令和５年度 221,042 人、６年度 220,294 人

○公民館（150 箇所）

生涯学習の推進と地域コミュニティ活動の支援のため、小学校区ごとに設置。

各館において、子どもの健全育成関連事業を実施しているほか、児童等集会室は、児童図書の貸出しや読み聞かせの場として活用されている。

○若者の居場所（28 箇所）

中高生や若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことのできる「フリースペース hub」を運営するほか、地域で「若者の居場所」を開設・運営する団体への支援を行う。

○地域子ども育成事業

地域における子ども育成活動に対し、研修講師や遊びの達人を派遣するほか、子どもたちが自主的に企画・実施する行事や活動に対し助成を行う。

※研修講師派遣事業実施件数： 令和 5 年度 37 件、6 年度 39 件

※遊びの達人派遣事業実施件数： 令和 5 年度 82 件、6 年度 84 件

※子どもの夢応援事業補助金交付件数：令和 5 年度 34 件、6 年度 30 件